

議 事 日 程 (1)

平成23年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第35号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第36号 芦屋町松本教育振興基金条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第37号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について
- 第6 町長提出議案 第38号 平成23年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 町長提出議案 第39号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第8 町長提出議案 第40号 芦屋小学校耐震補強等工事請負契約の変更について
- 第9 承 認 第2号 専決処分事項の承認について
- 第10 承 認 第3号 専決処分事項の承認について
- 第11 承 認 第4号 専決処分事項の承認について
- 第12 承 認 第5号 専決処分事項の承認について
- 第13 報 告 第4号 平成22年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第14 報 告 第5号 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第15 報 告 第6号 平成22年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報 告 第7号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算の弾力条項の適用について
- 第17 報 告 第8号 専決処分事項の報告について

第18 請 願 小学校6年生までの医療費の窓口負担無料化を求める請願につ
第 1 号 いて

第19 発 議 芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第 4 号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1 番 松上 宏幸 2 番 内海 猛年 3 番 刀根 正幸 4 番 妹川 征男
5 番 貝掛 俊之 6 番 田島 憲道 7 番 辻本 一夫 8 番 小田 武人
9 番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 松田義春 地域づくり課長 中西新吾 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成23年芦屋町議会第2回定例会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月8日から6月20日までの13日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、2番、内海議員と11番、益田議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

日程第3、議案第35号から日程第19、発議第4号までの各議案及び報告については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員及び発議の提出議員に趣旨説明及び提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。本日ここに平成23年芦屋町議会第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由をご説明をする前に、施政方針を述べさせていただきます。

私は、さきの選挙におきまして、引き続き町政を担わせていただくことになりました。

私に課せられた責任の重大さを痛感しつつ、住民の皆さんの負託にこたえ、第5次芦屋町総合振興計画の将来像であります「魅力を活かし みんなでつくる 元気

なあしや」の実現に向け、全身全霊を注ぎ、邁進していく決意を新たにしているところです。

さて、本日から諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由のご説明をする前に、施政の方針を述べさせていただきます、議員各位のご理解、ご支援をお願いするものでございます。

私は、平成19年5月に町長に就任して以来、芦屋町を再生する思いを込め、11項目の将来ビジョンを掲げ、全力で取り組んでまいりました。

中でも、重要課題であります財政問題につきましては、各位のご理解のもと、行財政改革の推進により、平成21年度決算では、実に16年ぶりに基金を積み立てることができました。

さらに、競艇事業につきまして、単独施行、外向け発売場の充実や発売日数の拡大、全国初となるモーニングレースの実施などの改革を着実に進め、平成22年度には、7年ぶりとなる競艇事業から一般会計への繰り入れを行うことができました。

町政運営につきましても、常に1歩前を目指し、スピード感を持ち、現場主義を貫き、住民の皆さんと同じ目線で誠心誠意取り組んできたところであります。

今後も、初心を忘れることなく、町政運営に当たってまいりたいと考えています。

また、「みなさんと共に創る芦屋町」を基本理念とし、今後4年間に取り組んでまいりますマニフェストとして、本日提案されております小学校6年生までの医療費助成の拡充を初めとする40項目の施策を取りまとめております。

これらにつきましては、選挙を通じて住民の皆さんと交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で、町の実施計画に位置づけて推進してまいりたいと考えています。

まず、平成23年度における重要施策として、次の6点について所信を述べさせていただきます。

第1点目は、地域力のパワーアップと協働のまちづくりの推進でございます。

この4年の間、地域力を高めるため、自治区を担当する係の新設、区長会と行政で設置しております「自治区活性化推進会議」などによって、地域との一定の信頼関係は築くことができたのではないかと考えています。

そこで、お約束にあります、町職員が地域活動への支援を行う地域担当制度の創設に向けた取り組みの具体化を行い、行政や地域が持つ情報をお互いに共有して交流を図り、職員力と地域力のパワーアップ、協働のまちづくりを推進してまいります。

第2点目は、行財政改革の推進でございます。

第3次行政改革大綱に基づく集中改革プランを推進した結果、最終年度であります平成21年度決算では、16年ぶりとなる基金の積み立てができました。

しかしながら、いまだ不況から脱し切れていない日本経済にあって、東日本大震災によるさまざまな影響や先行き不安も懸念され、今後の財政運営にも影響が及ぶことも想定されます。

このため、平成26年度までを計画期間とします第3次行政改革大綱第2ステージに基づく改革を確実に進め、見直すべき施策は見直しを行い、限りある財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する行政運営を行ってまいります。

第3点目は、小中一貫教育に取り組むことでございます。

芦屋町では、小中学生の学力向上や豊かな心をはぐくむため、さわやかプロジェクトを初めとするさまざまな取り組みを進めてまいりました。

さらに、平成23年度からは、「学力」や「体力」、「規範意識」などを確かなものとして、すべての小中学生に身につけさせるため、小中学校9年間で3期に分け、各期の教育目標を設定し、一貫した教育指導を行う小中一貫教育に取り組み、教育力ナンバーワンの町を目指してまいります。

第4点目は、交通体系の見直しに着手することです。

芦屋町には、遠賀川駅へ向かう芦屋タウンバス、折尾駅へ向かう北九州市営バス、黒崎駅へ向かう急行バスの3路線があり、さらに、高齢者などを対象にした巡回バスが町内を運行しております。

これらバス交通につきまして、第5次芦屋町総合振興計画を策定する際、住民の皆さんにアンケート調査を実施しましたところ、改善を要望する声が多くございました。

また、北九州市営バスからは、平成24年度から、はまゆう路線を廃止することで通告を受けており、対策も必要となっております。

そこで、平成23年度は、これらバス交通の利便性向上のため、住民の皆さんを初め、バス事業者などに参画していただき、総合的な交通体系の構築のための計画策定を行うこととしております。

第5点目は、船頭町駐車場へのスーパー誘致事業の推進です。

当該地につきましては、町の中心部にあって、周辺にも多くの店舗が集積していることから、商工会を初めとしまして、議会や行政が一丸となって中核店舗の誘致や商業集積を推進してきましたが、平成13年に断念した経緯がございます。

平成19年2月に、この地域の中核店舗であったスーパーの撤退によって、周辺店舗には強い危機感が広がり、平成21年2月には商工会から、一日も早く核となるスーパーの誘致が実現されるよう、行政及び議会へ要望が出されました。

さらに、町長への手紙を初め、不便を感じておられる多くの住民の皆さんの要望により、スーパーの誘致を推進してきたところです。

スーパー事業者とは、町で建て貸しする手法で、平成23年2月に事業契約を締結しております。

この事業は、暮らしやすい環境整備と商業振興支援の両面から取り組んできたものでございますので、今後は商工会などと連携しながら早期に事業推進を図ってまいります。

第6点目は、競艇事業です。

競艇事業につきましては、本場発売日数の増を初め、場外舟券発売場の増設や電話投票の売り上げの拡充などによって、平成22年度は7年ぶりとなる一般会計への繰り入れを行うことができました。

今後とも、競艇事業の趣旨でございます地方財政への寄与のため、売り上げ増に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、本年第1回芦屋町議会定例会において議決いただきました第5次芦屋町総合振興計画に基づき、平成23年度の主要な施策の概要についてご説明申し上げます。

最初は、「住民とともに進めるまちづくり」です。

芦屋町では、広報やホームページなどを通じて積極的な行政情報の公表、また、出前町長室などを通じて、地域や住民の皆さんとの対話を重ね、協働のまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりました。

さらに、本年4月からは、地域との連携を強化するために、組織機構の一部を見

直しており、これから取り組んでまいります「町職員による地域担当制度」などを導入することで、自治区の活性化や住民同士のコミュニケーションを高め、住民の皆さんが芦屋町に住んでよかったと思えるような地域をつくってまいりたいと考えています。

また、ボランティア活動センターにおける登録団体数は、平成22年度当初は14団体であったものが、本年4月には36団体となり、着実にボランティアの輪が広がっております。今後は、だれもがボランティア活動に参加できる仕組みづくりの構築や事業内容を充実させ、ボランティア支援を推進してまいります。

第2は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

住民の皆さんが、安心して暮らせるようにすることは、自治体の重要な責務の一つでございます。安全・安心については、常日ごろ意識することはなかなかございませんが、いざというときに安全・安心のスイッチが起動するためにも、住民の皆さんへの啓発を初め、訓練の実施、危険を知らせるための措置をとっておく必要がございます。

これまでに、洪水を初め、地震や津波に対するハザードマップの全戸配付や全町一斉の防災訓練を実施してきました。

平成23年度につきましては、総合災害対応マニュアルの全戸配付や地域における防災組織の設立を進めてまいります。

また、今回の東日本大震災を踏まえ、芦屋町地域防災計画の見直しに着手いたします。

防犯や交通安全対策につきましても、住民の方々の協力を得ながら運動や啓発を進めてまいります。

第3は、「子どもがのびのびと育つまちづくり」でございます。

子育て中の親の育児不安などを解消し、子育て支援の拠点施設として開設しました子育て支援センター「たんぽぽ」につきましては、平成22年度は開設初年度ということもあり、月平均約530人の利用にとどまっていますが、今後とも、より利用しやすい事業メニューなどを実施することで利用者の増加を図ってまいります。

また、緑ヶ丘保育所につきましては、山鹿保育所同様に指定管理者制度を導入するため、手続を進めてまいります。

学校教育につきましては、平成24年度までに学校の耐震化を完了させることを目指し、平成23年度は芦屋小学校の耐震補強工事、芦屋東小学校及び山鹿小学校の耐震工事に係る実施設計を行い、安心して学べる環境をつくってまいります。

また、これまで進めてまいりました小学校4年生まで35人学級、中学校3年生の課外授業として始めました「イブニングスタディ」に加え、小中学校9年間を前期、中期、後期に分け、それぞれの時期に応じた教育を推進します。

「小中一貫教育」に取り組み、芦屋町で教育を受けてよかったと実感できる教育環境をつくってまいります。

特別支援教育につきましても、保育所や幼稚園とも連携し、適切な指導や必要な支援を行ってまいります。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまちづくり」でございます。

高齢者福祉及び障がい者福祉につきましては、その基本方針やサービス水準などを示したそれぞれの計画が平成23年度をもって終えることから、次期「高齢者福祉計画」及び「障害者福祉計画」を策定し、だれもが安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めてまいります。

また、高齢者の自立のために取り組んでおります介護予防事業や敬老会事業、障がい者のための地域生活支援事業につきましても、これまで同様に実施しますとともに、充実するよう努めてまいります。

一方で、高齢化社会などを背景にして、互いに助け合い、支え合う地域づくりを目指した地域福祉計画の策定が今後の課題となっています。このため、平成23年度は計画策定に向けた各種団体との調整などを進めてまいることにしております。

健康づくりに関しましては、がん検診の受診率向上のための取り組みを初め、戸別訪問や健康教室などを通して、健康づくりに対する意識を高めてまいります。

また、特定健康診査につきましては、平成22年度の受診率が31%と前年度より10ポイント向上しておりますが、さらなる住民の皆さんの健康づくりを推進し、国民健康保険事業の経営安定化のためにも特定健康診査の受診率の向上、特定保健指導を進めてまいります。

芦屋中央病院につきましては、引き続き老朽化した給排水施設などの改修工事を実施するほか、医療機器の更新などを行い、住民の皆さんから信頼される病院となるよう努めてまいります。

また、芦屋中央病院本体は、昭和49年に建設されていることから、建て替えを含めた検討に着手したいと考えております。

第5は、「活力ある産業を育むまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、美しい景観づくりも目的とした「レンゲ・菜の花の種子助成」を引き続き実施してまいります。

また、担い手の支援のために中核農家を中心に土地利用集積を進め、農地の有効利用を図ってまいります。

漁業の振興につきましては、柏原漁港の中波止に荷さばき所及び野積み場の整備を進めるため、福岡県とともに補助を行い、漁港基盤整備を促進いたします。

また、柏原漁港区域内の漁場環境の悪化につきまして、遠賀川の出水によるごみが原因として考えられておりますが、その調査を行い、今後の対策などを検討してまいりたいと考えております。

商工業の振興につきましては、商工会からの要望もございしますが、多くの方々のご期待に早期にこたえるためにも、スーパーの整備を推進し、中心市街地の活性化などを進めてまいりたいと考えております。

また、ソフト事業としましては、本年度も商工会が実施します地域振興券発行事業への支援、商工会の運営支援などを行い、商工業の振興を図ってまいります。

観光の振興につきましては、観光の拠点施設の一つであります「マリンテラスあしや」を新たな指定管理者が平成23年度から5年間を期間として管理運営を始めしております。

風光明媚な夏井ヶ浜地区には、毎年多くの方々が来られていますが、はまゆう群生地に近い岬に公園を整備することにしており、さらなる交流人口の増加、経済波及効果などに期待しているところでございます。

第6は、「環境にやさしく快適なまちづくり」でございます。

生活環境につきましては、環境分野に対する芦屋町の理念などを示す「環境基本条例」の制定に取り組んでまいります。

また、平成22年度に策定しました「ごみ減量化計画」を着実に進めるため、住民の皆さんや事業所にご協力いただきながら、ごみの資源化や排出量の抑制に努めてまいります。

公園や緑地につきましては、身近な公園を花美坂地区や芦屋橋のたもとに整備し、住民同士のコミュニケーションの促進、潤いや快適性のある生活環境の創出に努めてまいります。

中央公園につきましては、昭和44年に完成し、設置から40年以上が経過した結果、住民の皆さんのニーズに合わない現状がございます。平成24年度の工事を目指し、本年度は住民の皆さんが公園の設計に参加するワークショップ方式での設計を行ってまいります。

土地利用・住宅につきましては、平成22年度に売却しました浜口、高浜町営住宅跡地について、早期に造成工事が着手されるよう、開発行為に係る手続が進められており、人口対策に期待しておるところでございます。

町営住宅につきましては、今後の管理を行っていくべき戸数や施設の良い管理のあり方などについて、調査、調整を行い、「町営住宅長寿命化計画」を策定してまいります。

道路、交通につきましては、長年の懸案でありました芦屋橋の架け替えが、昨年11月に完了しております。今年度は、国道495号線に係る町道との路線の振りかえや整備のあり方などについて、北九州県土整備事務所と協議を進め、快適で利便性の高い道路環境の創出を目指してまいります。

バス交通につきましては、芦屋町が運行しています巡回バスや芦屋タウンバスを初め、北九州市営バスなど運行事業者や関係機関と協議を進め、住民の皆さんの利便性を第一に考えた総合的な交通体系を構築してまいります。

下水道につきましては、効率的、効果的な下水道事業を推進するため、引き続き下水道管梁、浄化センターや各ポンプ場の長寿命化事業を推進してまいります。

第7は、「心豊かな人が育つまちづくり」でございます。

生涯学習につきましては、平成20年度に策定しました「生涯学習基本構想」に基づき、ライフステージに応じた生涯学習講座「あしや塾」を充実させていきます。

スポーツの分野につきましては、平成22年度に策定しました「スポーツ振興基本計画」に基づき、関係団体と協力しながら、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを進めてまいります。

人権につきましては、「お互いが尊重される地域（まち）づくり」を目指し、平成24年度に「人権教育・人権啓発に関する基本方針」を策定するため、本年度は人権・同和に関する住民意識調査を実施いたします。

また、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

歴史、文化につきましては、町内にある有形・無形の文化財を初め、各種情報を積極的に発信して、交流人口を増加させるなど、歴史、文化を生かした町づくりを進めてまいります。

また、芦屋釜復興のために、鋳物師独立支援の取り組みや研究を進めてまいりますとともに、芦屋釜の里や歴史の里など施設の有効活用、ギャラリーを活用した芸術活動を促進してまいります。

国際交流につきましては、引き続き関係団体との連携をとりながら進めたいと考えております。

また、本年は町制施行120周年に当たりますことから、本日申し述べました主要な施策以外にも「気持ち つなげよう 広げよう」をスローガンに町制120周年事業として、町民体育祭、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会、芦屋釜展、町民音楽祭、町の名物開発事業を初め、各種事業を予定しております。

これら事業を実施することで、住民の皆さんが芦屋町や地域のことをもっと知っていただき、さらに住民同士のコミュニケーションが深まることを期待しています。以上、平成23年度の施政方針を述べさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたが、これら施策や課題に対して、全身全霊を傾け、取り組んでまいりたいと考えております。つきましては、住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第35号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災の被災者に対して、個人住民税における雑損控除及び住宅借入金等特別控除の適用を拡充するほか、固定資産税の住宅用地に対する課税標準額の特例の適用を拡充するものでございます。

議案第36号の芦屋町松本教育振興基金条例の制定につきましては、芦屋町在住の松本宏氏からの寄附金を原資とした「芦屋町松本教育振興基金」を設置し、芦屋町の将来を担う子どもたちの教育の振興に資するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第37号の平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,100万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、地域支え合い体制づくり事業補助金や、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を措置したほか、地域活性化基盤整備基金や財政調整基金からの繰入金を増額計上いたしております。

歳出につきましては、地域の高齢者等を支援する要援護者支援システム導入業務委託やまち歩きマップ作成業務委託を計上するほか、船頭町駐車場活用事業造成工事や地域活性化基盤整備基金事業として、江川台法面改良工事を措置しております。

議案第38号の平成23年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、一般会計から繰り入れ、歳出では、蒸気ボイラー保守委託やその他ボイラー関係業務委託等を計上いたしております。

議案第39号の平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、企業債、国庫補助金、過疎対策事業債の減額に伴う他会計補助金をそれぞれ減額し、歳出では、建設改良費の補助対象事業の委託料を減額するものでございます。

議案第40号の芦屋小学校耐震補強等工事請負契約の変更につきましては、東日本大震災の影響により材料の納期がおくれているため、工期を延長するものでございます。

次に、承認議案でございますが、承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、平成22年度芦屋町一般会計予算の補正を行ったものでございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計の補正を行ったものでございます。

承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正し、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金（4万円加算）の支給額について、平成23年4月から恒久的にするため改正を行ったものでございます。

承認第5号の専決処分事項の承認につきましては、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正し、中、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、国民健康保

険税の課税限度額を引き上げる改正を行ったものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第4号の平成22年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、芦屋小学校耐震補強事業のほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業関係の工事費等の繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

報告第5号の平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、国民宿舎「マリンテラスあしや」改修工事実施設計委託について、繰越額が決定しましたので報告するものでございます。

報告第6号の平成22年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、給食センター換気フード設置工事について、繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

報告第7号の平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算の弾力条項の適用につきましては、平成22年度の芦屋町モーターボート競走事業会計において、開設58周年記念競走の売上額の増加に伴い、払戻金に不足が生じたため弾力条項を適用しましたので、報告するものでございます。

報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、車両の損傷及び人身事故に対する損害賠償を行ったので、報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、施政方針、提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に請願第1号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。川上です。

小学校6年生までの医療費の窓口負担無料化を求める請願。

お手元の請願の趣旨を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

子どもを育てる親にとって、一番の心配は子どもの病気です。内閣府の調査では、7割の女性が重要と考える子育て支援策として、経済的支援を挙げ、望ましい支援内容のトップに医療費の無料化を挙げています。

今、若い世代の1割近くが失業し、2人に1人が非正規雇用で、労働者の4人に1人、約1,100万人が年収200万円以下の貧困層です。

ある学校の養護教師によると、親が給料日前だから病院に行けないとはっきり言う子どもがふえたそうです。

すべての子どもが、お金の心配をせずに病院にかかれるようすることが、子を持つ親だけではなく、次世代の成長に心を寄せるすべての人々の願いです。

芦屋町は、県が08年に助成を拡充する中で、3歳までだった子どもの医療費無料制度を就学前までに拡充し、多くの人々から歓迎されました。

しかし、全国2割の市町村が中学校卒業まで、3割が小学校卒業まで無料化（09年4月1日現在）していることと比べると芦屋町はおくれており、助成対象の拡大が望まれます。

請願事項1、子どもの医療費の助成対象を、現在の就学前までから小学校6年までに広げること。

なお、住民からの請願署名も227筆提出されております。

また、県内の状況は、高校卒業までがみやこ町、中学校3年までの実施が苅田町、吉富町、築上町。上毛町、豊前市は入院のみです。小学校6年生までの実施は、北九州、久留米市、福岡市が入院のみまでを実施をします。小学校3年生までの実施では、中間市、水巻町、桂川町が実施しております。広川町は入院のみとなっております。小学校1年生までの実施は宗像市という、こういった状況です。

また、今議会で遠賀町が小学校6年生までの入院を予定しております。

また、北海道南富良野町では、8月から大学生や専門学校生の22歳までを全額助成することを決めてます。町内在住に限らず、親元を離れた学生も対象としてます。子育て世代の移住や定住を促進するねらいがあるということです。

以上のことです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、5番、貝掛議員に発議第4号の提案理由の説明を求めます。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

皆さん、こんにちは。まずもって、発議第4号に対して、追加の訂正をおわび申し上げます。賛成者としまして、「内海猛年議員」を追加いたします。大変申し訳ございません。

それでは、発議第4号芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を行います。

我が国の地方自治体は、急変する時代背景の中で、質、量、機能の分野からの改革が必要不可欠でございます。

そして、今後は、地方議会のあり方、性格、住民に期待されているさまざまな事柄が大きく変わっていくことが考えられます。いかに国や県に依存せずに、芦屋町の将来をみずから知恵を振り絞って考え出し、いかにして持続可能な芦屋町を構築していくかが問われているわけでございます。

そこで、議員同士、同志議員とともに議会改革について議論を重ねた結果、現状に甘んじることなく議員定数を13名から10名にする議案を提出したわけでございます。

まず、平成23年4月末の近隣他町と議員1人当たりの人口を比較しますと、芦屋町1人当たり1,193人、岡垣町1人当たり2,512人、遠賀町1人当たり1,406人、水巻町1人当たり1,865人であり、明らかに、芦屋町は議員の数が近隣他町よりも多いと考えられます。

そこで、芦屋町議員定数を10名にしますと、議員1人当たり、1,551人となります。

岡垣町は今年から議員1人当たり2,512人と、人口3万2,000人に対して13名という大きな改革を行っております。この改革の結果は、まだ時間がかかりますが、遠賀町1,406人、水巻町1,865人と比較しましても、芦屋町1,551人これで十分に議会は機能し得るものと考えられるわけでございます。

私は、岡垣町が3万2,000人、だから、芦屋町も1万5,000人だから、その半数でいいという考えは毛頭ございません。議会として機能するためには、最低10名は必要ではないかと考えるわけでございます。福岡県下においても10名を下回る自治体はございません。

しかしながら、10名で議会運営を行っている市町村が、平成22年度の市町村要覧で調べますと、久山町人口8,439人、吉富町人口7,087人、東峰村人口

2,598人、赤村人口3,503人、これらの4町は、芦屋町よりも財政規模、人口も少ない自治体ではございますが、議員数10名において二元代表が成立しているものと考えます。

つまり、議員数10名で、町、いわゆる執行部と議会の間で、相互に均衡と抑制のとれた関係が成立しているものと考えます。

であるならば、この芦屋町、面積も約11キロ平米、人口1万6,000人のこの芦屋町においても、議員10名にして二元代表は、しっかりと成立し、機能し得るものとするわけでございます。

つまり、議員1人当たり1,551人で、10名の議員でも議会の機能は十分発揮でき、かつ二元代表も成立するというところでございます。

また、最後に、10名にすることによって、各議員に緊張感が生じ、それが議員各位のさらなる資質の向上につながっていき、選挙において競争率を高めることにより、議員各位がより活発に活動できていくものとするわけでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、貝掛議員の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第37号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

所管委員会が異なるものですから、この場でちょっとお尋ねをいたしておきます。

まず、9ページ、船頭町駐車場の造成工事、これの内容についてお尋ねをいたします。

内容についてといいますのは、場所、それからどういう工事の内容なのか、それから工期的なもの、そういうものについてのお尋ねをいたしておきます。

それから12ページ、土木費の江川台法面改修工事、これの場所、水巻芦屋線側なのか、それとも旧大君焼却場跡地側なのかの場所をお尋ねいたします。

それから、8款の土木費の下水道会計、4条補助金550万の減、これの減額理由について、以上、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、第1点目の造成工事ですね、9ページにございます船頭町駐車場造成工事の内容、それと工期についてでございます。

造成工事につきましては、店舗を建設するために、いわゆる、今、月極めとして利用されている部分の土地を削って水平にするというもの、それから、それに伴っ

て擁壁が必要な場所に擁壁をつくるといったものが工事の主な内容でございます。

工期につきましては、7月の中旬以降に土木業者が決定する予定、本議会で予算が承認されれば7月中旬以降に契約されて、それから着手される見込みでございます。

そして、建築工事も今設計中ではございますけれども、建築工事がかかる前までにその工事を終えるということで考えておりますので、9月いっぱいには、そういう、フラットにするための工事が行われるということで考えております。

それから、12ページにございます8款土木費補助金で下水道会計4条補助金過疎債分、これ550万円の減額理由につきましては、浄化センターの長寿命化計画ということで改修を本年度予定しておりました。これにつきましては、全体事業費、提出して、国に国庫補助金等を申請しておりましたが、国の国庫補助金が削減されました。これは、東日本大震災、そういったものの復興資金に充てるということが理由として考えられますが、その理由はまだ明らかにされておりませんが、国の補助金が内示の段階で削減された、したがって、これに伴って発行できるというか、活用できる起債が制限されておりますので、その分として、550万円、起債が、過疎債が活用できないということで、その過疎債分550万円を下水道会計の補助金、いわゆる他会計の補助金として減額するものでございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

江川台の法面改修工事の場所についてでございますが、県道水巻芦屋線の江川台下のバス停付近から水巻側の北九州市との境界付近まで約450メートルの法面の補修という内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

まず、船頭町の駐車場の活用事業の造成工事でございますが、工期的なものについては、今ご説明をいただきましたが、月極め駐車場のところの造成が主たるものであるという理解でよろしいでしょうか。要するに、一段高いところですかね、その場所でいいのか、それと、高いところをフラットにするということなのか、それとも、今の高いところの土砂を搬出するのか、残土処理、それについてはどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

それと、江川台法面の関係、旧ごみ焼却場側、いわゆる猿渡のほうに抜ける道筋の法面がたしか崩落したと思っておりますが、これについての修復工事は、いつごろを考えてあるのか、関連ということでお尋ねいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今、小田議員のご質問ございましたように、月極め、高いところを掘削すると、それと、今設計段階でございますが、その残土につきましては、持ち出しをするというふうに伺っております。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

江川台の大君グラウンド側、旧ごみ焼却場側の法面でございますけども、設計委託を今年度発注いたしまして、今年度設計の内容を固めまして、その内容が固まりましたならば、来年度予算計上するという予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

船頭町の駐車場の件ですけれども、駐車場についてでございますが、現在、非常に多くの住民の皆様方あるいは町外からの入り込み客の皆さん方があそこを利用されているわけですが、工事が始まりますと、その駐車場対策は、行政のほうで何か考えてあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

工事中の駐車場の確保ということで、商工会のほうから要望というかそういったものをいただいておりますので、それを含めて対策をとるように商工会のほうと調整していくように考えております。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

同じく9ページの船頭町駐車場活用事業造成工事について伺います。

3月の議会で、今井議員の一般質問の中で、この問題も出たわけなんですけど、周辺住民の声があったということで、こういったことを後押ししたというような内容でしたが、そのときにも周辺住民のどのような声があったのか、そういったものを十分調べられたのかという、そういったことを聞いたときに、そういった点では十分に調べてないというような内容だったので、周辺の住民の意向を十分に調査するようにという、そういったことが要望されたと思います。

また、今度の町長の今の施政方針の中でも、やはり、町長の手紙を初め、不便を感じておられる多くの住民の皆さんの要望によりというふうに、やはり、住民にこれだけの声があったから町としてはこれを決めたんですよということをやられてましたけど、その裏づけとして、住民意向調査、そういったことをやられてこの事業が進められているんでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、最初の点につきましては、住民の意向というよりも今井議員の一般質問にございました点につきまして、いわゆる麻生として、よくしっかり市場調査をしたかというニュアンスだったと思います。それにつきましては、決まっております麻生芳雄商事のほうで、まず、売上げの調査、そこら辺についてはやられてる、それを、自分とかがやった調査が、客観性があるかどうか、それについても検証ということで、外部の業者に委託したということで、麻生芳雄商事としては運営をやっているというふうな見込みのもと、いわゆる芦屋町に提案というか、応募したと

いう、そういう理解で今井議員の質問は承っております。

それと、ご要望につきましては、これは、町長への手紙というのがございますけれども、先ほど、町長の施政方針の中でのお話もございましたが、商工会からっていうのは当然、周辺店舗、住民の皆様、そういったことを踏まえた中で、町執行部、議会に対してご要望が出されております。これらはとても重いご意見だと思います。

それと、町長への手紙というのもスーパーに関しては多ございます。

それから、私らへの職員にかかってくる電話、それから、町長、副町長以下トップの方々に寄せられる声、そういったものを勘案して判断しております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

さきの一斉地方選挙の中でも、町長としての公約が駐車場跡地にスーパーを誘致するという、そういったことを言われているわけですが、それに対して選挙の中では、それに対して慎重になるような行いという、そういった声もかなり出て、町長選挙の投票動向にもあらわれたのではないかなというふうに思いますし、また、その後、住民の中からもそういった行動を行う住民団体なんかも出てきております。

そういった点では、やはり、まず第一に、住民のニーズがそこにつくってくれというのがあるのか、それが住民の大多数であるなら当然それを進めていくことも必要ではあると思いますけど、それが住民のニーズがないということになれば、やっぱりいったん町としても議会としてもやっぱり考えるべきじゃないかというふうに思います。

そういった点では、この問題については、慎重に担当委員会でも審議されていたきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第40号についての質疑を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

芦屋小学校耐震補強等工事請負契約の変更についてでございますが、6ページのほうに「1回目変更工期」というのがございますが、この工期が延長になったのも1カ月間という、私から考えたら短いような延長期間でもありますし、東日本震災による影響はあらゆる分野に及んでおりますので、それで材料の納期がおくれているためというご説明もありましたように、本当にこの1カ月間の延長の中で工事が

行われるのかどうか、そういった工期がおくれることによる不都合なことはないのか、その2点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

工期の関係お答えします。一応、方針の決裁の中では、東日本大震災の関係で部材あたりが、遅れぎみになっているということの中で、1カ月の余裕があればとかクリアできるというふうな決定でなされておりましたので、1カ月ということでの今のところしております。

今後、どういう状況になるか、まだはっきりわかりませんが、今のところの状況の判断では、1カ月で可能ということでの変更契約にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、状況によっては2回目、まあ3回目まではいかないまでも、1カ月間のそのような申し出があつてはございますが、2回目もあり得るという、その状況によっては、なきにしもあらずと、とらえたほうがよいような気もする、1カ月間で本当に工期が、材料が入って工事が行えるのかどうかというのは、現状のこの東日本震災のこの影響というのは、あらゆる分野に及んでおりますので、まあ2回目とかもあり得るのかなという、こちらが懸念をいたしましたので、お尋ねいたしました。

それは考えなくてよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

ただいまの質問でございますけども、担当である建築の係長、それと工事を施工しております業者、週に一度、工程会議等、行っております。

その中で、耐震補強に使います、主には鉄骨鋼材ですね、補強に使いますフレーム材、それに屋根材関係、そういったのに鉄材が使われております。その分につきまして、調達する資材についての調整を行いまして、業者と町のほう、担当者との間で、1カ月でやれるということの返事をいただいておりますので、1カ月でやれるという判断をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、承認第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第11、承認第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第12、承認第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第5号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第13、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第14、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第15、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第16、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第17、報告第8号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この問題は、専決処分ということで、担当としては私のところの委員会ですけど、この内容について委員会のほうに内容の説明等はあるのでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

川上議員のご質問ですが、3月の委員会の中で、示談が成立したことを報告しておりますので、その内容については、後日説明いたしますというふうに返事をしておりますので、委員会の中でまた詳しく説明をしたいと思っております。
以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、請願第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、発議第4号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

発議第4号についての質疑をいたします。

議員定数13人を10名、3名減らすということで、その根拠としましては、先ほど貝掛議員の説明の中では、議員1人当たりの選出人口が芦屋町では低いという、そういったところから10人にしたということですが、まず最初に、この10人にした場合の委員会の構成、例えば1委員会、2委員会、こういったことがあります。そういった点ではどのように考えているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

川上議員の質疑にお答えいたします。委員会構成としましては、いろんな考え方があると思います。

例えば、10人の1委員会、そして、平成18年に地方自治法が改正され、議員の常任委員会の兼務が法律上認められております。ですから3委員会にして、6、7、7という構成にして委員会を構成することも考えられます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

3委員会して、6、6、7ということ、ちょっと意味がわからないんですけど。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

申し訳ございません。3委員会のメンバーを6名、そして7名、7名、合計20名の委員会の定数が必要でございますけども、議員定数を10名することによって、各議員が2委員会兼務というふうにする、そうすることによって、芦屋町の、今では2分の1の範囲での町政の審議しかできませんが、各議員が3分の2の町政、あるいは議会審議ができるわけで、より全町的な視野に近い形で議員の審議ができることが可能であると、そういった柔軟な考え方もできると考えられます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

地方自治法上、私はそういったことができるかどうかかわからないので、それ以上のことは聞きませんが、基本的には2委員会にした場合には、5人の定数ということになりますし、1委員会が10名ということになります。

そういった点では、1委員会では本会議と委員会付託との整合性の問題、また、2委員会にした場合では、委員長、副委員長選出し、後の委員が3人という、そういった状況の中で、委員会体制として十分なのかという、そういった疑問も残るわ

けです。

それで、私は、今回は、この間、この問題ずっと出ましたので、地方自治法の法定定数の問題等々、この議会でも相当論議してきましたので、少し変わった角度からご質問したいと思います。

最後の質問、少し長くなりますが、先ほど貝掛議員は、選出された住民との関係で問題があるというふうに言われましたが、例えば、岡垣町では今回定数を削減されました、岡垣町は3万1,332人ということになってます。で、芦屋町は1万6,247人というふうになってます。平成21年度の財政規模を見ますと、平成21年の岡垣町の純計決算で見ますと、1普通会計と4特別会計5つをあわせて、111億6,400万円ということになってます。

芦屋町では、これは、平成23年の予算で見るわけなんですけど、1普通会計と、7——ボート会計を除いて、7特別会計があります。これをあわせて107億円になってます。最終的な一般会計予算が、決算を見込めば、約120億円というふうになってます。

そういった点では、芦屋町のほうが岡垣町より財政規模が大きいということになっています。

それと、先ほどボート会計を除くと言いましたが、ボート会計では、今回芦屋町単独になってますので、約580億円ぐらいの総規模予算があると思います。これはすべて、全国発売とか、そういった部分があるので、すべて、これ580億円が芦屋町の会計とは言いませんが、やはり数十億円の会計があります。

そういった点では、予算規模においては、やはり芦屋町では、相当の予算規模になるということです。

そういった点では、果たして13名を10名にするという、そういったことがいいのかどうかというので、私は疑問があると思います。

当然、町民の中には、議員を削減せろという、そういった声もあることも事実です。

そういった点では、この問題については議会の中で、議員同士の十分な論議、そういったものを踏まえて行うべきと思いますが、予算の問題を含めてその点はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

予算が多いところの川上議員の考えでございますけども、私は、議員を削減することと同時に10名にする、そしてこれを議員を少数精鋭化にしていくという議論もまたしていくべきではないか、議員定数3名削減することにより、約1,800万円の削減効果があります。このうち、すべてを町民の福利福祉の向上等に還元するのではなく、その一部でも議員の歳費の検討、あるいは議会事務局の充実、そういったものに使っていく、そして議員の資質を向上することによって、この財政規模、あるいはこの芦屋町の競艇事業、病院事業、国民宿舎の特別会計、そういったものをしっかりと調査、研究できる議員の資質の向上に使っていくべきではないか、そうすることによって、そういった財政の大小にかかわらず、議員として町議会として成立するんではないかと考えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

○議員 10番 川上 誠一君

議長、1点ございます。

○議長 横尾 武志君

もう3回済みましたよ。

○議員 10番 川上 誠一君

費用弁償の削減をよろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第4号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終わります。

お諮りします。日程第3、議案第35号から日程第12、承認第5号まで、日程第18、請願第1号、日程第19、発議第4号の各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

また、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

午前11時23分散会
